

内閣官房

新型インフルエンザ対応業務継続計画

平成 22 年 8 月

内閣官房

# 目次

第1章 基本的な考え方	
1 本計画の目的	1
2 被害状況の想定	1
3 基本方針	
(1) 求められる役割	3
(2) 業務継続の基本方針	3
4 他計画との関係	4
第2章 発生時継続業務等	
1 業務の仕分けの考え方	
(1) 発生時継続業務の範囲	5
(2) 各部局の業務継続計画	6
(3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項	6
第3章 実施体制	
1 平常時の体制	6
2 新型インフルエンザ発生時の体制	6
(1) 業務継続計画の実施責任者	7
(2) 業務継続計画の実施副責任者	7
第4章 人員、物資等の確保	
1 人員の確保	7
2 通勤方法	7
3 職員及びその家族の感染状況の把握	8
4 指揮命令系統の明確化	10
5 物資・サービスの確保	10
6 情報システムの維持	10
第5章 感染防止策の徹底	
1 庁舎内における感染防止策	11
2 基本的な感染防止策	11
(1) 対人距離の保持	11
(2) 感染者との接触機会の低減	11
(3) 手洗い・手指消毒	12
(4) 咳エチケット	12
(5) 職場の清掃・消毒	13
(6) 定期的なインフルエンザワクチンの接種	13
3 診療所の業務継続	13
4 発症者が出た場合の対応	14
(1) 発症者への対応	14
(2) 濃厚接触者の外出自粛等	14
第6章 業務継続計画の実施	
1 業務継続計画の発動	15
2 状況に応じた対応	15
3 通常体制への復帰	15
第7章 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関等との調整	15
2 公表・周知	15
3 教育・訓練	15
4 点検・改善	16

## 第1章 基本的な考え方

### 1 本計画の目的

新型インフルエンザについては、過去、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

このような中、政府の各部門においては、新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であり、また、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

内閣官房は、閣議事項の整理及び閣議に係る重要事項の企画・立案・総合調整、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、行政各部の施策の統一を図るための総合調整、情報の収集調査等を行い、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する責務を負っており、本計画は、平成21年8月7日に新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において決定された「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ発生時においても、内閣官房がその機能を維持し必要な業務を継続することを目的として策定するものである。

### 2 被害状況の想定

新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が罹患し、一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

社会・経済的な影響としては、事業所において、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破綻等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される（表1参照）。

表1 社会・経済状況の想定

想定される社会・経済状況	
海外で 発生の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者が増加</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
第一段階 (海外発生期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>・ マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul>
第二段階 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱相談センターや119番に相談の電話が急増</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生</li> </ul>
第三段階 (拡大期、まん延期、回復期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関の運行はおおむね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインはおおむね維持 ※政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>・ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大4割程度）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破綻が増加、雇用失業情勢が悪化</li> </ul>
第四段階 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会が安定し始める</li> <li>・ 経済活動が一部正常化</li> </ul>

### 3 基本方針

#### (1) 求められる役割

新型インフルエンザが発生した場合、社会・経済の破綻を防ぎ、国民生活を守るため、新型インフルエンザ対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ発生時には、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる。さらに、新型インフルエンザの感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

#### (2) 業務継続の基本方針

##### ア 業務の分類

新型インフルエンザの発生・流行時における内閣官房の業務について、次により分類することとする。

##### (ア) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により、新たに業務が生じるもの又は業務量が増加するもの。

##### (イ) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

##### (ウ) 縮小業務・中断業務

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、縮小又は中断することが可能な業務。

なお、新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務をあわせて「発生時継続業務」という。

##### イ 基本方針

内閣官房においては、発生時継続業務を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザの発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（図1）。

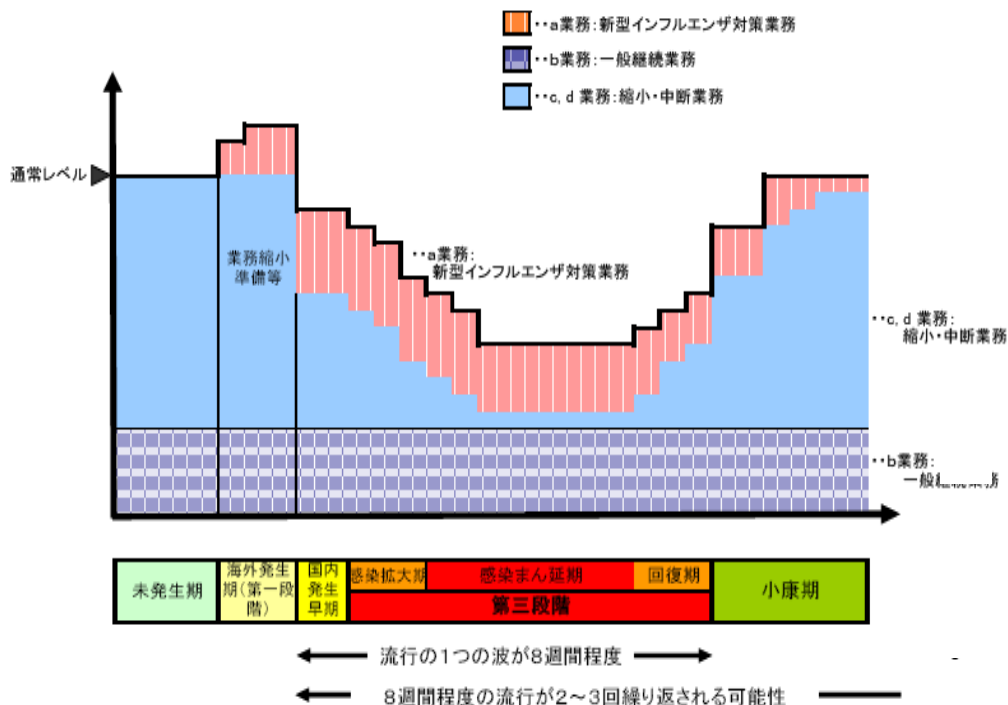
また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

さらに、新型インフルエンザ様症状のある職員で入院措置がなされない者に

対しては、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

なお、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても家族にり患者がいる職員や職場等で患者と対面で会話やあいさつ等の接触があった職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされることとなる。このため、濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

図1 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ  
(新型インフルエンザによる健康被害が重篤である場合)



#### 4 他計画との関係

内閣官房においては、「中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震への対応を中心として～」(平成19年6月)(内閣府防災担当作成)に基づき、「内閣官房業務継続計画(平成20年7月)」を策定している。本計画は、首都直下型地震に関する計画と共通の目的の下に策定されているが、両者は、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別個の業務継続計画として策定する。

## 第2章 発生時継続業務等

### 1 業務の仕分けの考え方

#### (1) 発生時継続業務の範囲

新型インフルエンザ発生時における具体的な業務の仕分けの考え方は、表2のとおりとする。

表2 発生時における業務の仕分けの考え方

	a. 新型インフルエンザ対策業務	b. 一般継続業務	c. 縮小業務/d. 中断業務
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により、新たに業務が生じるもの又は業務量が増加するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低限の国民生活の維持等に必要業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの</li> <li>・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務</li> <li>・ 組織の維持に必要最低限求められる予算関連業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、縮小又は中断することが可能な業務</li> <li>※ 施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。</li> </ul>
具体的業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザに関する業務</li> <li>・ 法令の改正業務（新型インフルエンザ発生に伴い緊急に改正する可能性があるもの）</li> <li>・ 発生時に具体的に感染防止策を講じるための業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限などの庶務的な業務）</li> <li>・ 広報関係業務（国民への情報提供）</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策本部事務局業務</li> </ul>	<p>以下の業務等で、新型インフルエンザ発生時においても真に継続することが必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閣議事項の整理その他内閣の庶務業務</li> <li>・ 内閣の重要政策に関する業務</li> <li>・ 閣議に係る重要事項に関する業務</li> <li>・ 行政各部の施策の統一を図るための総合調整等に関する業務</li> <li>・ 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する業務</li> <li>・ 総理大臣官邸の管理運営に関する業務</li> <li>・ 給与、物品購入・契約、安全、衛生、食堂、庁舎管理等の業務</li> <li>・ 予算、決算、税制、組織・定員、会計検査への対応業務</li> <li>・ 国会関連業務（質問や資料要求への対応）</li> <li>・ 危機管理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性のない新たな政策・制度の企画立案や法令改正</li> <li>・ 調査研究、報告書等の作成</li> <li>・ 福利厚生</li> <li>※ 「c. 縮小業務」のうち、積極的に中断することが望ましい業務については「d. 中断業務」とする。</li> </ul>

発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時から、スプリットチーム（班交代制）の活用により、体制を維持・強化</li> <li>縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時から、スプリットチーム（班交代制）の活用により、体制を維持</li> <li>必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時から業務縮小を開始し、新型インフルエンザ対策業務へ人員を補充</li> <li>必要に応じて、スプリットチーム（班交代制）を活用</li> </ul>
稼働人員	<b>【増加】</b> 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。	<b>【若干縮小】</b> 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。	<b>【大幅減少】</b> 通常人数から出勤不可能人数及び新型インフルエンザ対策業務、一般継続業務への補充人数を減じる。

## (2) 各部局の業務継続計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ内閣官房の部局（内閣官房文書管理規則（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）において、最大40%の欠勤率を想定し、業務毎の分類、被害最大時の最小必要人員等を示した業務継続計画表（様式別紙）を作成する。

なお、業務継続計画表は、必要に応じて見直しを行う。

## (3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項

- ア 新型インフルエンザの発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- イ 発生時継続業務に位置付けた業務について、各部局の責任者（業務継続計画の実施責任者）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要である。
- ウ 発生時継続業務以外の業務について、各部局の責任者は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力する必要がある。
- エ なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要である。

## 第3章 実施体制

### 1 平常時の体制

平常時における内閣官房の体制としては、内閣官房内閣総務官室において、新型インフルエンザの発生に備え、本計画の管理、維持及び必要な改定を行うとともに、必要に応じて本計画の内容について内閣官房内での意思統一を図る。

### 2 新型インフルエンザ発生時の体制

新型インフルエンザの発生時における内閣官房の体制としては、「新型インフルエンザ対策本部事務局」と密接な連携を図りつつ、業務継続計画を発動する。その際、あらかじめ本計画において定めている人員体制等を、実際の状況に応じて調整しつつ、具現化する。また、新型インフルエンザの発生段階に応じ、職場

における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。

#### (1) 業務継続計画の実施責任者

各部局に業務継続計画の実施責任者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。実施責任者は、新型インフルエンザの発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

##### ○業務継続計画の実施責任者

部局	実施責任者
内閣総務官室	内閣総務官
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官

#### (2) 業務継続計画の実施副責任者

各部局に業務継続計画の実施副責任者を置き、各部局の内閣参事官等のうち、実施責任者の指名する者をもって充てる。

実施副責任者は実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

### 第4章 人員、物資等の確保

#### 1 人員の確保

業務の仕分けを踏まえ、各部局において係単位で業務の継続に必要な人員数(平常時・発生時)を記載した業務継続計画表を作成し、係単位で業務に必要な最小限の人員数の把握を行い、発生時を想定した人員計画を作成する。

なお、各部局内の職員だけでは人員が不足する場合においては、必要に応じて他の各部局からの応援を要請することを検討する。

また、人員計画の策定・実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

#### 2 通勤方法

- (1) 職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。
- (2) ほとんどの職員が通勤に利用している電車等の公共交通機関については、感染拡大を防止するため、混雑した車内ではマスクを着用すること、他の乗客との距離を維持することなどが車内における感染防止に有効と考えられるが、その場合、公共交通機関の輸送力が大幅に低下することが想定される。
- (3) このため、まず、自転車や徒歩等、代替的通勤手段が検討されるべきであるが、公共交通機関を利用せざるを得ない場合には、可能な限り時差出勤を行うことが必要となる。そのため、今後、出勤時間等に関する内部規定の見直しの

必要性について確認し、時差出勤の具体的な運用方法等の検討を行う。

### 3 職員及びその家族の感染状況の把握

各部局は、職員及びその家族が感染した場合については、感染状況及び休暇状況を内閣総務官室総務担当へ連絡するものとする。

なお、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱いは、表3により判断するものとする。

表3 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	業務内容	職員の対応	人事制度上の取扱い	備考（法令上の規程、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院又は自宅療養	全ての業務	病気休暇取得	インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症法第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請
新型インフルエンザ様症状なし	患者との対話ができる距離での接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては停留）	全ての業務	特別休暇取得		感染症法第44条の3、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第16条第2項に基づき、停留）
	なし	外出自粛	縮小・中断業務（発生時継続業務への応援等）	職場勤務		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、不要不急の業務の縮小・中断を要請
			発生時継続業務	職場勤務職		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、社会機能の維持に関わる業務の継続を要請
		学校・保健施設、在宅介護サービス（通所施設等）の休業等への対応	全ての業務	年次休暇取得		学校・保育施設、通所施設の臨時休業については、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が要請

#### 4 指揮命令系統の明確化

業務上の意思決定者である幹部がり患する場合も想定し、内閣官房の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部がり患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にしておくことが必要である。

#### 5 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等については、発生時においても、業務を継続するためには、継続して確保することが必要不可欠なものである。このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄の対策を講じる。

また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。

内閣共済組合が運営する診療所においても、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、医薬品等の備蓄方針を検討する。

#### 6 情報システムの維持

発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザの被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定されるため、情報システム担当者と関係事業者において、発生時の体制について検討する。

また、国民の不安が高まった場合には、アクセス数の増加によりシステム障害が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼動可能性の有無やバックアップ体制等について検討する必要がある。

## 第5章 感染防止策の徹底

### 1 庁舎内における感染防止策

庁舎内における感染防止策の徹底は、第4章の人員計画の前提となるものであり、事前に周到な検討を行う必要がある。

感染防止策については、個人で実施するものと組織的に実施するものがあるが、適切に実行できるよう、実施方法、実施責任者等を明確にする。また、感染防止業務に従事する者を人員計画に盛り込むとともに、必要な医薬品、資器材等を備蓄する。

### 2 基本的な感染防止策

基本的な感染防止策としては、以下があげられる。

- ・対人距離の保持
- ・感染者との接触機会の低減
- ・手洗い、手指消毒
- ・咳エチケット
- ・職場の清掃・消毒
- ・定期的なインフルエンザワクチンの接種

#### (1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、咳、くしゃみによる飛沫感染防止策のために、対人距離を保持することである。通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、感染者から適切な距離を保つことで、感染リスクを低下させることができる。

<方法>

ア 職場においては、休暇取得者、休職者、在宅勤務者、自宅待機者等の増加により人員が縮小することから、空いた空間を活用して、出勤している職員を物理的に離すこととする。（机のレイアウト変更、パーティション設置、会議室等の利用など）

イ 食堂の座席間の距離を離す。

ウ 各職員の感染を防止するため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないことを徹底する。

#### (2) 感染者との接触機会の低減

庁舎内における感染リスクを低減するためには、庁舎内に感染者を入れさせない工夫をすることが重要である。感染源が存在しない場合、庁舎内は安全な場となる。

<方法>

ア インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請する。

イ 通勤時、満員電車の利用を避けるため、時差出勤、自転車・徒歩出勤を奨励する。

ウ 面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への進入を制限する。

- エ 対面による会議を延期・中止する（電子メールや電話の活用）。
- オ 食堂における食事時間に時差制を導入する。

### (3) 手洗い・手指消毒

手洗いは感染防止策の基本であり、接触感染を防ぐために手洗いを励行することが必要である。流水と石鹼を用いた手洗いによって、付着したウイルスを除去し、また60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅すると考えられている。

#### <方法>

ア 外出からの帰宅後や執務室内に入る際、必ず手洗いを行うよう、執務室の入り口に速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備する。特に不特定多数の者が触る場に触れた場合は、必ず手洗いをする。

イ 手袋をして患者がいた場所等の清掃・消毒をした場合、手袋を外した後、手洗い又は手指衛生を実施する。

ウ 手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。

エ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）により手指消毒を行う場合、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

### (4) 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。マスクの着用やティッシュなどで口や鼻を押さえる等により、ある程度飛沫の拡散を防ぐことができる。

#### <方法>

ア 咳などの症状のある職員は出勤しないことが前提となるが、出勤後、症状が出た場合は、マスクを着用する。

イ 咳やくしゃみをする際は、マスクを着用する、又はティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにふた付きの専用ゴミ箱に捨てる。

ウ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、接触感染の原因にならないよう直ちに洗う。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

#### (注)

- ・ 感染してない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることはできない。そのため、症状のない職員においては、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、流行時には人混みの

多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった感染予防策を優先して実施することが推奨される。

- ・ ただし、環境中の飛沫はマスクのフィルターによってある程度捕捉されるため、勤務中にやむを得ず人混みに入る可能性がある場合、マスク着用を促す。

#### (5) 職場の清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所で数分から数十時間程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

##### <方法>

ア 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによるが、最低でも1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。

イ 職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼で手を洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手指消毒を行う。清掃・消毒時に使用した作業着については洗濯し、ブラシや雑巾については水で洗い、直接手で触れないようにする。

#### (6) 定期的なインフルエンザワクチンの接種

通常のインフルエンザによる発熱者を減らすことにより、新型インフルエンザの発生時に、インフルエンザ様症状の患者が増加することを防ぐ。これにより、職場での無用な混乱を防止することができるとともに、発熱外来等医療機関の混雑緩和・混乱防止につながる。

##### <方法>

職員に対し、毎年、医療機関で、通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう勧奨する。ただし、ワクチンには不可避である副反応のリスクも十分理解させておく必要がある。

### 3 診療所の業務継続

内閣共済組合が運営する診療所における業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ患者に対する診療方針・体制及び医薬品等（抗インフルエンザウイルス薬を含む。）の備蓄方針等を確認する。

なお、職場内でインフルエンザ様の症状がみられる場合には、事前に診療所へ電話で連絡し、受診の時間帯、受診方法等について指示を受けてからマスクを着用して受診を行う。

また、診療所において、発熱等、インフルエンザ様症状を有する者を診療す

る場合においては、インフルエンザ様症状を有する者とそれ以外の者の動線を分け、診療所内での感染を防止する。

#### 4 発症者が出た場合の対応

庁舎内で発症者が出た場合の対応については、次のとおり対応する。

##### (1) 発症者への対応

ア 発症者にマスクを着用させる。

イ 発熱相談センターに連絡し、対応を確認する。

ウ 発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、発熱相談センターから指示された医療機関に連れて行く。

##### (2) 濃厚接触者の外出自粛等

同じ職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性のある職員については、作業班員が近隣の保健所に設置された発熱相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大10日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。

## 第6章 業務継続計画の実施

### 1 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザが発生し、政府の新型インフルエンザ対策本部が第2段階（国内発生早期）を宣言した場合、内閣官房におかれた対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

### 2 状況に応じた対応

各部局における業務継続計画の実施責任者は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

### 3 通常体制への復帰

新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合は、通常体制への移行を検討する。

なお、発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザにり患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

## 第7章 業務継続計画の維持・管理等

### 1 関係機関等との調整

業務継続計画案を策定した後、業務遂行上関係のある他の府省、地方自治体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

### 2 公表・周知

策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

### 3 教育・訓練

業務継続計画の実施責任者は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する者、執務室の消毒を行う者、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、

感染リスクが高く、適切な個人防護策を講じる必要があるため、これらの職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

#### 4 点検・改善

業務継続計画の策定後、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育の状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。

新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等の変更が行われた場合、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。

【別紙】業務継続計画表

部局名 \_\_\_\_\_

局	室	係	①各係の業務内容(所掌事務等)	②平時の人員 【現員】	③被害最大時の 最小必要人員	④業務分類 a 新型インフル対策業務 b 一般継続業務 c 縮小業務 d 中断業務	⑤継続が必要な理由 (a、bの業務のみ)	
	●●●室	●●●室		1名	1名			
		管理職員数		1名	1名			
		●●●係		2名	1名			
			1	国会に関する業務			b	資料要求等の対応は不可欠なため
			2	調査研究に関する業務			d	
			3					
			4					
			5					
			6					
			7					
			8					
			9					
			10					
			■ ■ ■ 係		4名	2名		
			1					
			2					
			3					
			4					
			5					
			6					
			7					
			8					
			9					
			10					
			■ ■ ■ 係		5名	3名		
			1					
			2					
			3					
			4					
			5					
			6					
			7					
			8					
	9							
	10							

- ①各係の業務内容:所掌事務又はその他業務内容を列記してください。
- ②平時の人員:週5日勤務者を1人と換算してください。
- ③被害最大時の業務維持人員:被害が最大時の際に必要な最小限の業務を維持するために必要な人員
- ④業務分類:a~dを記入。(内閣官房における業務分類の考え方を参照)